

高知市春野地域防犯灯ＬＥＤ化業務委託仕様書

1 件名

高知市春野地域防犯灯ＬＥＤ化業務委託

2 目的

春野地域振興課が所管する春野地域の防犯灯（蛍光灯、白熱灯、水銀灯、ナトリウム灯）について、消費電力の低いＬＥＤに交換することで、経費を節減するとともに、長期的な防犯灯の安定運用を目指すもの。

3 履行場所

高知市春野地域全域

4 履行期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

5 提出書類

(1) 契約締結時の提出書類

- ① 業務責任者届出書
- ② 業務着手届

(2) 契約以降の提出書類

- ① 全体行程表（契約締結後 14 日以内）
- ② 委託費内訳書（契約締結後 14 日以内）
- ③ 使用器具提案書
- ④ 取替検討書
- ⑤ 発生材処理計画書

(3) 業務完了時

- ① 業務完了届
- ② 完成図書
 - ・使用器具一覧、取扱説明書、保証書
 - ・納品時製造元より発行される器具の試験成績書
 - ・発生材処理報告書
 - ・写真（施行前・施工後）
- ③ サービス体制表

6 業務概要

- (1) 契約後速やかに使用器具提案書（別表１参照）を作成し、担当職員に提出する。
- (2) 担当職員による確認を受けた使用器具提案書に基づき、照明器具等を調達する。
- (3) 担当職員と作業予定等を調整の上、取替検討書（別表２参照）を作成し担当職員に提出する。
- (4) 取替検討書に基づき、取替作業を行う。
- (5) 完成図書を作成し、本市に２部提出する。

(6) 完成図書を提出した段階で、本市の完了検査を受ける。

7 交換対象となる防犯灯及び交換台数

- (1) 春野地域振興課が提供する「春野地域防犯灯設置地図」及び「防犯灯地区台帳」に記載のある、春野地域振興課が所管する蛍光灯、水銀灯、白熱灯及びナトリウム灯の防犯灯。
- (2) 交換台数：547 台

8 LED防犯灯の仕様

- (1) 使用灯具はLED防犯灯とし、自動点滅内蔵型であって、四国電力における公衆街路灯A契約負荷設備 10V Aまでの料金区分に該当するもの。
- (2) 使用灯具は、既設の灯具と同等の照度が得られる器具を選定すること。
- (3) 電気用品安全法に基づく基準に適合していること。
- (4) 定格寿命は 60,000 時間以上（光束維持率 70%以上）とし、安全な使用が可能であること。
- (5) 防雨型又は防まつ型とすること。
- (6) 既設ポールに取り付けが可能であること。
- (7) 設置条件等により困難な場合は、市と協議するものとし、構造の安全性を証明する資料を求められた場合には速やかに提出すること。

9 取替作業等に関する仕様

- (1) 作業検討
 - ① 取替作業に従事する者は、電気工事士法に基づく有資格者とし、本市の競争入札参加資格者名簿に登録のある、本市内に本社を有する電気工事業者による作業とすること。
 - ② 取替作業に当たっての安全確保に必要な措置については、受託者の負担にて行うものとする。また、作業に伴い発生した施設等に対する不具合や事故への対応は、受託者の負担にて行うものとする。
 - ③ 既設照明器具の撤去後の処分方法について、発生材処理計画書にて提出すること。
- (2) 照明器具等の調達
 - ① 「8 LED防犯灯の仕様」に基づいて照明器具等の調達を行うこと。
 - ② 作業予定等により器具を一定期間保管する場合は、適切な管理を行うこと。
- (3) 取替作業
 - ① 照明器具の設置については、使用する照明器具メーカーの据付要領を準拠することとし、関係法令を遵守すること。
 - ② 照明器具以外に使用する材料（取付材含む）は、全て新品を使用すること。
 - ③ 取替作業において発生する軽微な作業や補修等については、本契約の作業範囲内として実施すること。
- (4) 取替作業における留意事項
 - ① 取替作業において、必要となる各種申請、届出等は、受託者の責任・費用において行うこと。また、仮設、取替方法及びその他必要な一切の作業は、受託者が自己の責任において遅滞なく行うこと。
 - ② 作業中、第三者及び他の施設等に損傷を与えた場合は、本市と速やかに協議し、受託者の責任において修繕等の対応を実施すること。

(5) 安全管理

- ① 取替期間中は、作業に伴う事故及び災害の防止に努めること。
- ② 事故、火災等への対応について、受託者はあらかじめ緊急連絡体制を定めること。また、事故等が発生した場合は、直ちに被害拡大の防止に必要な措置を講じた上で、本市へ連絡すること。
- ③ 作業関係車両は交通ルールを厳守し、近隣地域において、交通事故、交通障害等の発生を防止すること。

(6) 近隣住民への配慮

- ① 隣住宅地に対する取替作業時の騒音については十分に配慮すること。
- ② 車両進入等については、安全に十分配慮すること。状況に応じ交通誘導員を配置するなど安全対策を確実に行うこと。

(7) 発生材の処理

- ① 産業廃棄物の運搬、処分等については、廃棄物処理法により適切に処分するものとし、取替作業着手前に担当職員に発生材処理計画書を提出すること。
- ② 産業廃棄物の運搬あるいは処分を他業者に委託する場合は、本業務についての書面による委託契約を行い、発生材処理計画書にその写しを添付すること。
- ③ 自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出すること。（積替・保管についても同様とする。）
- ④ 産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物処理法に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、随時担当職員に報告すること。
- ⑤ 廃棄物処理法を遵守し、業務期間内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分又は再生）を終了しなければならない。また、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により適正に処理されていることを確認するとともに、担当職員にそのE票の写しを提出しなければならない。ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、業務期間内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、担当職員が認める場合においては、業務期間内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、担当職員にそのB2票の写しを提出しなければならない。また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提出しなければならない。
なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。

10 完了検査

受託者は、本業務完了後、速やかに本市の完了検査を受けること。指摘事項の是正については速やかに是正を完成させ、是正報告書書面にて本市に提出して確認を得ること。

11 保証期間

- (1) 照明器具の保証期間は1年以上とし、メーカー標準とする。また、保証期間内については交換費用も受託者において負担するものとする。保証期間の開始日は、完了検査の合格日からとする。
- (2) 保証期間内に照明器具の不具合が発生したときは、迅速かつ適切に物品の取替、代替及び修理等を行うこと。
- (3) 保証期間終了後に不具合等が発生した際の受託者やメーカー等の連絡先を記載したサービス体制表を提出すること。

12 委託料の変更

- (1) 施設等の状況等により本仕様書によることが困難若しくは本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、担当職員と協議すること。担当職員と受託者との協議、報告、確認等は書面により行うこと
- (2) 委託料の変更を求める場合は、委託費内訳書を基に変更内訳書を作成し提出すること。
- (3) 変更内訳書については、履行期間満了日の14日前までに提出すること。
- (4) 協議を行った結果、委託料の変更を行う場合は契約書の規定による。

13 その他

- (1) 取替作業に関連して本市が行う手続きや検査に協力し、必要に応じて担当職員の指示により必要な労務及び作業の協力を行うこと。
- (2) 既設の交換対象防犯灯が故障等により、優先的に交換する必要性が生じた際に、作業工程の変更の依頼が本市からあった場合は、臨機に対応すること。

別表 1 使用器具提案書記載事項

No.	項目	概要
1	使用器具一覧	取替器具の型番、数量、色温度・光束、消費電力
2	取替器具の製造元仕様書	

※数量仕様等の変更があった場合は、変更内訳書と照合ができるように整理し、再提出すること。

別表 2 取替検討書記載事項

No.	項目	概要
1	緊急連絡体制	業務関係者及び緊急時の連絡先
2	作業者名簿	作業者名、保有資格（コピー等の提出は不要）等
3	安全計画	感電防止、高所作業等
4	作業予定表	作業工程等がわかる予定表を作成

※重複する項目については、施設等ごとの作成は不要とし、統一書類として提出すること。